

島根県国土強靱化計画(令和4年3月改訂)の概要

経緯

平成25年12月 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・現在等に資する国土強靱化基本法」交付・施行
平成26年 6月 「国土強靱化基本計画」閣議決定
平成28年 3月 「島根県国土強靱化計画」策定
平成30年12月 「国土強靱化基本計画」見直し
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」閣議決定
令和 2 年12月 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」閣議決定
令和 4 年 3月 「島根県国土強靱化計画」改訂

(改訂の主な理由)

- ① 国土強靱化基本計画の見直し内容の反映
- ② 島根創生計画(令和2年3月策定)との整合
- ③ 近年の自然災害から得られた教訓等の反映

基本的な考え方

【計画の位置付け】

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、島根県の国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針

【計画の見直し】

社会経済情勢の変化や、国土強靱化の施策の推進状況などを考慮して概ね5年ごとに計画を見直し

【基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

【想定する災害】

二次災害を含めた大規模自然災害

計画策定の手順



主な改訂内容

【目標値の設定】

島根創生計画の重要業績評価指標等に基づき、令和8年度の目標値を設定

【施策分野毎の推進方針】

○ 新規追加項目

- ・ 災害発生時における拠点機能確保のための警察施設の整備
- ・ 文化財の防災対策
- ・ 災害発生時の連携体制の整備
- ・ 流域治水の推進
- ・ 海岸における津波災害対策
- ・ 自然公園施設の老朽化対策

○ 見直し項目(主なもの)

- ・ 農業用基盤施設の安全化(ため池)
- ・ 公共施設等の老朽化対策

8つの「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態」

施策分野ごとの推進方針

≪個別施設分野≫

(1) 行政機能

災害本部体制の強化、複合災害体制の整備、救急・救助の体制や資機材の充実、消防団等の育成強化、公的機関等の業務継続性の確保、防災拠点の管理・運営 等

(2) 住宅・都市・土地利用

建築物の災害予防、文化財の防災対策等、応急仮設住宅等の確保体制の整備
大規模災害を考慮した都市づくり、防災的な土地利用の推進、
消防法に定める危険物施設の予防対策、火薬類施設の予防対策 等

(3) 保健医療・福祉、教育

医療救護体制の強化、保健医療救護体制の強化、社会福祉施設等における対策
避難行動要支援者等支援体制の構築、社会福祉施設の災害予防 等

(4) エネルギー、ライフライン

再生可能エネルギー等の導入の促進・推進、電気施設の安全化
ガス施設の安全化、水道施設の安全化、原子力安全対策の推進 等

(5) 情報通信

災害発生時の連携体制の整備、情報通信体制の整備、情報収集管理体制の整備
情報通信設備及び震度観測設備の整備 等

(6) 交通・物流

交通施設の安全化、防災空間の確保、交通規制の実施体制の整備、
輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化、道路寸断への対応、
食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備 等

(7) 経済産業

企業における防災体制の整備、帰宅困難者への対応、農林基盤施設の安全化、
地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進

(8) 国土保全

流域治水の推進、河川等氾濫の防止対策、土砂災害の防止、
公共土木施設の安全化、造成地の予防対策、森林整備の実施 等

(9) 環境

下水道施設の安全化、農業集落排水の機能保全、廃棄物処理体制の整備

≪横断的分野≫

(10) 避難訓練・防災組織・防災教育

自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備、
災害ボランティアの活動環境の整備、災害復旧の担い手の確保、
県民に対する防災教育、学校教育における防災教育 等

(11) 老朽化対策

建築物の老朽化対策、農林水産公共施設の老朽化対策、
公共土木施設の老朽化対策、企業局施設の老朽化対策 等

国土強靱化に資する施策の洗い出し、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析・脆弱性評価の実施



事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
	1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-5	火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生
	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足
	2-4	想定を越える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機能の機能不全
	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への影響
	5-3	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への影響
	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態
	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による死傷者の発生
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-2	沿線・沿道の建物崩壊に伴う閉塞による交通麻痺
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
	7-4	原子力発電所の事故による原子力災害の発生・拡大
	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-2	復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧・復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形、無形の文化の衰退・損失
	8-4	基幹インフラの損壊により復興が大幅に遅れる事態